第6 低所得者福祉

1 低所得者・離職者対策事業

番号	事業名	財源			
(1)	一受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続支援	註	補助	좶	事業
(1)	受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続支援			市	

結果の概要

- 〇令和4年度と貸付件数は横ばいであった。なお、令和4年度に貸付決定した方の償還免除率は約97%であった。
- 〇入学後の学費についての相談を合わせて受けることもあり、必要に応じて母子または父子福祉資金や 生活福祉資金等の貸付制度を紹介した。また、高校の学費の給付制度に関する質問も増え、手続きに ついて説明した。
- 〇事業の周知を図るため、市立中学校、市内都立高校や公共施設、市内の塾等へリーフレット配布、ポースター掲示を行い、事業の紹介をした。
- 〇学習支援(ここあ)を利用している中学生の保護者にも事業の案内を行った。

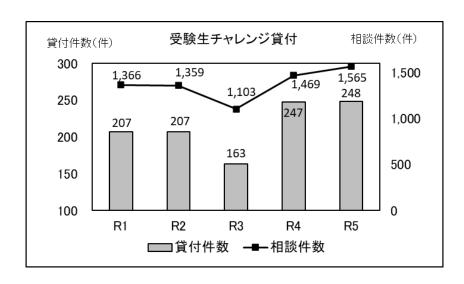
実績等

〇相談実人数

令和 5 年度
297 人
(うち令和4年度分償還免除128人)
令和 4 年度(参考)
266 人
(うち令和3年度分償還免除 82 人)

〇相談件数(延べ)

令和 5 年度
1, 565 件
(うち令和4年度分償還免除334件)
令和4年度(参考)
1, 469 件
(うち令和3年度分償還免除252件)



〇受付件数

	内容		令和5年度	令和 4 年度(参考)		
四台		件数		件数		
	貸付件数		248 件	247 件		
内	中 3 • 塾		70 件		76 件	
訳	中 3 • 受験		73 件		79 件	
	高3•塾		42 件		39 件	
	高 3 • 受験		63 件		53 件	
償還免除件数		令	和6年度に申請		241 件	

※令和4年度の貸付件数のうち6件(塾代1件・受験料5件ずつ)は借受人が期日までに必要な手続きをしなかったため、償還免除に至らなかった。

※高3については高卒を含んでいる。

分析・課題

- 〇相談者のうち、ひとり親世帯(ひとり親世帯への公的支援(児童扶養手当等)を受けている)の割合 が令和4年度は約60%だったのに対し、令和5年度は約76%に増加している。
- 〇当事業を知った理由としては、学校で配布されたリーフレットや知人等からの口コミが多数であった。 また、過去に兄弟(姉妹)が利用していた方や、中学3年生の時に利用した子が高校3年生になった ことによる相談も多かった。塾からの案内で当事業を知った方もおられた。
- ○受験生チャレンジ支援貸付事業の利用者からは、「制度を利用することで塾費用に関する家計の負担 が減り、助かった」「今後も続けてほしい」等の感想・意見をいただいた。
- 〇適切な制度・機関につなげられるよう、各種制度について把握するとともに、関係機関との連携を密にしていく必要がある。

2 生活困窮者自立相談支援事業

番号	事業名	財源			
(1)	生活困窮者自立相談支援事業(調布ライフサポート)	註	補助	좶	韘
(1)	生活困躬有目业怕談文援事業(調布フイノサホート)			市	

結果の概要

- 〇平成 27 年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、調布社協内に相談窓口「調布ライフサポート」を開設し、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に関する相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行った。
- 〇ハローワークや市生活福祉課等関係機関と連携をとり、幅広く低所得者・離職者の生活や就労に関する相談を受けた。また、他の制度・支援の利用が必要な方には、情報提供、相談への同行支援等を行った。
- 〇市から就労支援事業を委託されている民間企業(パーソルテンプスタッフ株式会社)と連携し、就労を希望されている相談者に対し、カウンセリング・職業紹介等、就労に向けた支援を行った。
- 〇相談者の自立に向けて、必要に応じ受診同行や専門機関等への同行支援も実施した。
- 〇令和4年度に比べ、新規相談者は減少した。また、令和4年度までは新型コロナウイルスの影響を受けた困窮者からの相談が目立ったが、令和5年度は物価高騰の影響を受け生活困窮に陥る相談者が多くなった。

- 〇担当者間で共有会議を定期開催し、相談力・協力体制強化に努めた。また、令和 4 年度に引き続き、 就労支援員(パーソルテンプスタッフ株式会社)と月1回事例検討会等を実施し、連携強化を目指し た。
- 〇精神科医師による月1回の医療相談を実施。相談者のべ12人が利用した。生活上抱える不安等についてアドバイスを受けた他、支援者も対応について助言をいただいた。
- 〇令和5年度より、月1回ファイナンシャルプランナーによる面談を実施。相談者のべ20人が利用し、様々な要因で悪化している家計状況や多重債務等についてアドバイスを受け、状況が改善した世帯も見られた。
- ○離職により経済的に困窮し家賃の支払いが困難な方には、「住居確保給付金」制度の相談に応じ、申請される場合には審査書類等の手続き支援を行った。受給者数は21人(うち再支給2件)となり、令和4年度よりも大幅に減少した。
- 〇地域福祉コーディネーターや地域支えあい推進員と連携し、地域の中で生活に関する悩み・課題を抱えている方の早期発見に努めた。また、民生児童委員生活福祉部会でライフサポートの事業説明を行い、事業内容を周知することで民生児童委員との連携も図れるように努めた。
- ○社協内の他部署との連携により、相談者の自立に向けた支援の幅が広がった。
- 〇生活困窮者を支援する他団体(東京チャレンジネット、生活サポート基金等)との連携を強化、支援 ツールの拡充を図った。また NPO 団体「フードバンク調布」と連携し、令和 5 年度は 122 件(計 189 回)の食糧支援を行った。
- 〇平成30年より、家計改善支援事業を実施。40人(新規12人、継続28人)が利用し、家計改善に関する支援を行った。
- 〇収支状況の整理や見直しを行い、滞納や債務については専門機関の相談に同行する等、相談者の二一 ズに合わせて支援を行った。また、来所困難な方には、自宅訪問や電話等で状況確認を行った。
- 〇新型コロナウイルス特例貸付を利用し償還困難となっている借受人に対して、フォローアップ支援を 実施。面談によって生活状況を聞きとり、就労支援や家計改善支援の利用へつなぎ自立に向けた支援 を行った。一方、聞きとりにより償還困難と判断した場合は、債権者である東京都社会福祉協議会へ 償還猶予や償還免除に関する意見書を提出することもあった。
- 〇情勢把握や知識の習得、スキル向上のため国や都が実施する研修に参加した。
- 〇社協と市の HP・広報誌を活用し、必要とする方へ相談窓口の存在を広く周知するよう努めた。

実績等

1177 7					
	R1	R2	R3	R4	R5
新規相談受付件数	510 件	3,774件	1,349件	634 件	494 件
利用申込件数	131 件	1, 419 件	309 件	131 件	101 件
住居確保給付金受給者数	16 人	413 人	122 人	67 人	21 人
新規就労支援対象者数	82 人	175 人	194 人	76 人	119 人
就労決定者数	56 人	153 人	167 人	106 人	123 人
新規家計改善支援対象者数	15 人	9人	19 人	16 人	12 人

分析・課題

○新規相談件数は令和4年度よりも140人ほど減少。新型コロナウイルスの生活に与える影響が落ち着いてきたことが要因と思われる。しかし、相談者の多くが多様で複合的な課題を抱えており、一度相談につながると支援が長期化し、1回の対応時間も長時間となるケースが多数ある。相談者のニーズも多様化し、引き続き緊急支援と長期支援が必要とされるため、関係機関とより一層連携・協力し対

応していきたい。

- 〇生活上の様々な悩み・困りごとを抱えていた相談者にとっては、それらの課題を整理できる相談窓口 として有効に機能した。
- ○病気・障がい等の認識がない方や離職期間が長期化している方は、一般就労に結びつきにくく、支援 が長期化している。就労準備支援事業等の利用を促し、相談者のペースに合わせたステップアップが 必要である。
- ○20 代、30 代の若い年齢層からの相談が増加傾向にある。短期就労を繰り返していたり、メンタルへルスの課題があって生活に支障をもたらしているケースが多く、支援者が関係機関等へ同行する機会も例年と比べ大幅に増加した。
- 〇住居確保給付金の受給者数減少については、新型コロナウイルスの影響による離職者等が減少したことが一因として考えられる。一方で、令和5年度の制度改正により対象要件に当てはまる場合は制度利用の回数制限がなくなったため、過去に住居確保給付金を利用していた方から再支給についての問い合わせ・相談が増加した。実際に再支給の受給要件を満たしている方は少ないが、今後情報がいきわたることで、再相談に至るケースが増える可能性がある。
- ○令和5年度から月1回実施したファイナンシャルプランナーとの面談は、1回につき2組の相談枠を設けたが、年間を通じ早期に予約が埋まった。家計情報の開示には抵抗感の強い方が多い一方で、専門家に相談をしたいというニーズは高いことが分かった。令和6年度は相談枠を増やし、より多くの相談者に利用してもらえるよう努めていきたい。また、必要に応じて支援者もアドバイスをいただきながらスキルアップを図っていきたい。
- 〇令和4年度に引き続き、特殊詐欺被害や若年層の多重債務・裁判などの法律に関わるような相談も多くみられるため、法テラス等の専門機関を活用しながら研修等にも積極的に参加し、情報収集やスキルアップをしていく必要がある。
- ○新型コロナウイルス特例貸付フォローアップ支援については、対象世帯にこちらからアプローチしても、支援を希望されないケースが一定数ある。令和6年度も借受世帯への積極的なアプローチを継続するとともに、そのアプローチ方法はさらに工夫を重ね実施していく必要がある。

第7 資金の貸付

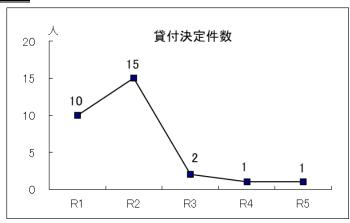
1 緊急援護資金の貸付

ĺ	番号	事業名	財源			
Ī	(1)	緊急採業咨全の貸付	自主 補	補助	盉	事業
	(1)	(1) 緊急援護資金の貸付	会			0

結果の概要

- 〇他制度を利用できない方への緊急の資金としては有効ではあるが、令和5年度貸付件数は1件のみであった。
- 〇償還件数も1件のみ。長期滞納者へ督促状を送付し、それに対しての償還であった。
- 〇貸付では対応できない方は、生活困窮者自立相談支援事業の相談につなぎ、必要に応じて食糧支援も 行なった。

実績等



〇貸付件数

4 年度	(参考)	5 年度			
件数金額		件数	金額		
1件 2,000円		1 件	10, 000 円		

〇償還件数

4 年度	(参考)	5 年度			
件数金額		件数	金額		
1件 2,000円		1件	10, 000 円		

分析・課題

- ○新型コロナウイルスが落ち着き、社会状況が安定したこともあり貸付件数は少ないまま横ばいの状態が続いている。
- ○物価高騰等社会状況の変化に伴い、今後緊急性を要する相談が増えてくることも予想される。これまで以上に丁寧かつ慎重に聞き取りし相談者の現状を把握する必要がある。
- 〇長期にわたり償還されない現状がある。世帯状況を把握するためには手紙や電話だけでなく訪問等に よるさらなるアプローチで働きかけていく必要がある。

2 あったか支援金支給

	番号	事業名	財源			
(1) $+$ $ +$ $+$	ちったか支援を	註	補助	毲	事業	
	(1)	あったか支援金	会			0

結果の概要

〇帰宅行路に要する交通費の援助を求める生活困窮者など緊急の援助を必要とする者に対して、交通費、 食事代、その他、救済に必要な費用、1,000円を限度に支給する援助を行った。

実績等

〇支給実績

件数	金額	備考
3 件	3,000円	現住所が調布市の方は1件

分析・課題

- ○自宅に帰るための交通費等の支援を受けるためや仕事が都内で決まったが交通費がないなど様々な 理由によるケースであった。調布ライフサポートや地域福祉コーディネーター (コミュニティソーシャルワーカー) 等と連携して対応した。
- ○令和5年度3件支給の内、1件は年度内に返金があった。

3 福祉資金貸付

番号	事業名	財源			
(1)	片	註	襺	毲	事業
(1)	生活 個 性 貝 並			東社	

結果の概要

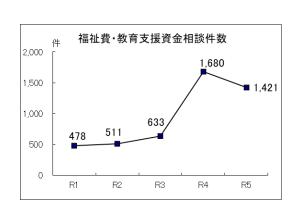
- 〇福祉資金を必要とする低所得者世帯、高齢者世帯及び障がい者の属する世帯に対し、生活福祉資金を 貸付けるとともに、必要な相談支援を行うことにより、生活の安定及び経済的自立を支援した。
- 〇関係機関と連携をとり、対象にならなかった場合は他制度へつなげた。特に、生活困窮者自立相談支援事業と連携を図り、貸付に至らない相談者や借受世帯の継続相談をすることができた。
- 〇新型コロナウイルスに係る生活福祉資金特例貸付の件数が反映されている令和 4 年度と比較すると、相談件数は減っているが、申請から貸付決定に至る件数は増加。大きく増加した資金としては、初回給与支給までの生活費(緊急小口資金)や生活保護世帯の生活必需品(エアコンや冷蔵庫)購入費(福祉費)があげられる。
- 〇令和 5 年 1 月から開始された特例貸付の償還については、償還免除の申請方法や必要書類等に関する 問い合わせ、償還できないことへのご相談が来所・電話で寄せられた。
- ○特例貸付の償還が難しい借受人に対しては面談により生活状況等の聞き取りを行った。必要に応じ、 東京都社会福祉協議会へ「区市町村社協意見書」を提出することにより償還猶予申請の手続き支援を 行った。また、生活困窮者自立相談支援事業との連携により就労支援や家計改善支援の利用につなが るケースもあった。
- 〇特例貸付償還猶予中の借受人に対するフォローアップ支援として定期的な電話連絡·面談により状況 確認等を行った。
- ○特例貸付を含む新型コロナウイルスに関する救済施策が終了して以降、住まい喪失や所持金が少ない 等、緊急性の高い状態で来所される相談者が明らかに増加した。
- 〇コロナ禍で実施を見合わせていた北多摩南部ブロック生活福祉資金担当者会議を幹事社協として開催した。各地区担当者に加え、東京都社会福祉協議会の特例貸付担当者にも出席いただき、顔を合わせて情報共有・交換を行うことができた。

実績等

<福祉資金・教育支援資金>

〇相談件数 (延べ)

4 年度	5 年度
1, 680 件	1,421件



〇決定件数

貸付資金種	4 年度	5 年度
教育支援資金	8 件	12 件
福祉費	3 件	8 件
技能習得費	0 件	0 件
その他	0 件	0 件
合 計	11 件	20 件

〇償還完了件数

4 年度	5 年度
11 件	12 件

<緊急小口資金> (特例貸付含む)

〇相談件数(延べ)

4 年度	5 年度
357 件	318 件

〇決定件数

4 年度	5 年度
0 件	6 件

※特例貸付(緊急小口資金)は東京都社会福祉 協議会取扱いの債権となるため、地区別(調 布)の決定件数は不明。

〇償還完了件数

4 年度	5 年度
1件	1 件

<総合支援資金>(令和4年度は特例貸付含む)

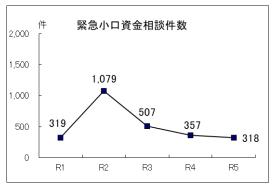
〇相談件数 (延べ)

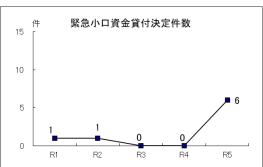
	•
4 年度	5 年度
219 件	134 件

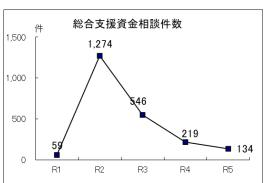
※離職者支援資金の償還相談を含む

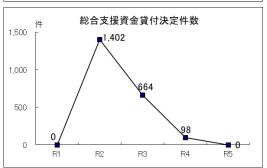
〇決定件数(令和4年度は特例貸付含む)

4 年度	5 年度
98 件	0 件









〇償還完了件数

4 年度	5 年度
2 件	2 件

<不動産担保型生活資金>

〇相談件数(延べ)

4 年度	5 年度
39 件	45 件

〇決定件数

-	4 年度	5 年度
	0 件	0 件

〇償還完了件数

4 年度	5 年度
0 件	1 件

<要保護世帯向け不動産担保型生活資金>

〇相談件数 (延べ)

4 年度	5 年度		
1 件	12 件		

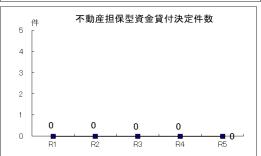
〇決定件数

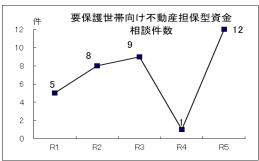
4 年度	5 年度
0 件	0 件

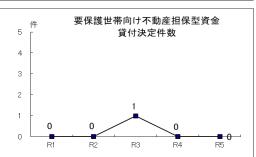
〇償還完了件数

4 年度	5 年度		
0 件	0 件		









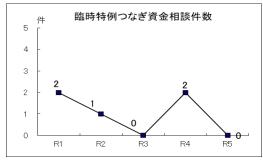
<臨時特例つなぎ資金>

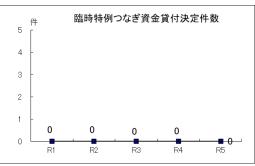
〇相談件数 (延べ)

4 年度	5 年度		
2 件	0 件		

〇決定件数

4 年度	5 年度
0 件	0 件





分析·課題

- 〇世帯の生活の安定・経済的な自立のために、資金の貸付だけでなく、世帯の課題に応じた相談支援を 行うことも目的の一つである。そのため世帯状況に応じた支援を強化していきたい。特に特例貸付の 借受人については当初貸付時に平時のような詳細な聞き取り、相談対応ができていないため、償還が 開始された今こそ一層丁寧なフォローが必要となる。
- 〇相談者は、税金、国民健康保険料、クレジットカード、消費者金融、緊急援護資金(調布市)等、何らかの負債や滞納を抱えていることが多い。
- ○特例貸付終了後も貸付に関する相談・問い合わせ件数は依然として高水準である。新型コロナウイルスの影響に加え、物価高騰等も相まって困窮状態が長期化していること、特例貸付の度重なる申請期間延長に伴い貸付の情報が広く行きわたったことが要因と考えられる。
- 〇コロナ禍での各種支援施策が簡易な手続きで申請できたことで、貸付利用に対する抵抗感が低くなっているうえ、さらなる資金援助に固執・期待される相談者が増加していると思われる。
- 〇コロナ禍で十分に対応できなかった長期滞納世帯へのアプローチについて、各世帯に寄り添いつつ、 償還率を高められるような有効な策を積極的に講じていく必要がある。
- ○新型コロナウイルス流行以前と比較し、メンタル不調を訴える方、それを理由として離職し相談に至る方が明らかに増加している。関連制度や関係機関の紹介、生活困窮者自立相談支援事業等と連携し 支援を行っているが、傾聴する他ないケースも多く、対応に要する時間も長期化傾向にある。
- 〇令和6年度から国が定める特例貸付フォローアップ支援事業が本格始動し、償還猶予中の借受人への 支援に加え、償還困難者への積極的な働きかけ等、具体的支援を講じることが求められている。償還 困難な借受人の中には資金援助以外の支援は求めない方も多いため、アプローチ方法を工夫し、真に 支援の必要な世帯とつながり生活再建・自立を図っていくことが必要である。
- ○困窮の長期化により極限状態の方、メンタル不調を抱えている方等、困難ケースが増加している。対応する職員の相談援助力向上が必要であり、研修機会を積極的に設けるとともに、職員の適性見極め及び、適正な人員配置等を真剣に検討する必要がある。

4 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

番号	事業名				
(1)	(1) ひとは親家庭真筆職業訓練促進资全貸付	註	補助	좶	事業
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付			東社	

結果の概要

〇相談・事務が滞りなく進められるよう関連制度を含め事業説明を丁寧に行った。

実績等

	3 年度	4 年度	5 年度
新規相談	6 件	7 件	5 件
申請	7 件	5 件	6 件
貸付決定	7 件	5 件	6 件

[※]令和5年度申請・決定者のうちの1件は、令和4年度中に新規相談を受けた方である。

分析・課題

- 〇高等職業訓練促進給付金を利用している方や「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受けている 方が対象の貸付となるため、相互の事業理解が必要であり、調布市子ども家庭課との情報共有・連携 が求められる。
- 〇入学準備金・就職準備金は例年、年度末・年度初めに相談が増加する傾向があるが、住宅支援資金創設以降は相談件数が減少、令和5年度は相談・申請ともに住宅支援資金のみであった。新型コロナウイルスの影響を受け、ひとり親家庭への支援制度が充実してきたことも一因かと思われるが、引き続き制度の周知を行っていく。

第8 権利擁護

1 地域福祉権利擁護事業

番号	事業名	財源			
(1)	(1) 抽试短边接到罐莲要	註	襺	瓾	事業
(1)	地域福祉権利擁護事業			東社	0

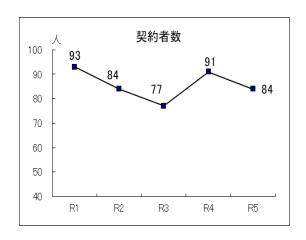
結果の概要

- ○新規契約者 14 人、解約者 21 人、年度末時点の契約者は 84 人。
- 〇生活支援員は年度末時点で 20 人。知識やスキルの向上を目的に、生活支援員研修・業務連絡会を 2 回実施した。第1回は調布警察署の警察官による自転車講習、第2回は記録の書き方をテーマに外部 講師による研修を実施した。加えて東社協の事故報告を事例に、支援時の注意事項等を確認した。
- 〇モニタリングの実施及び月1回の係会議では、各専門員の担当ケースの共有や対応について検討し、 適切な支援についての確認や支援の質の向上に努めた。
- 〇ホームページや広報誌(社協のしおり、ふくしの窓、くらしの案内等)、ちょうふ FM を利用して、広報を行った。

- 〇介護保険サービス事業者調布連絡協議会研修会で事業周知を行った。
- 〇権利擁護連絡会や地域包括支援センター連絡会に定期的に参加し関係機関との情報共有等を行った。

実績等

	R1	R2	R3	R4	R5
問合せ件数(件)	70	17	17	18	8
新規相談件数(件)	48	84	60	97	48
新規契約者数(人)	16	15	12	28	14
解約者数(人)	13	24	19	14	21



			認知症 高齢者	知的 障がい者	精神 障がい者	不明 その他	合計
相	問合せ件数(件)	0	0	0	8	8
談	初回相談件数(件)	21	4	18	5	48
援	相談援助件数(件)	1, 507	501	1, 527	79	3614
助件数累計	合 計	(件)	1, 528	505	1, 545	92	3, 670
	支援件数	(件)	475	733	130	39	1377
親	f規契約締結者数	(人)	7	2	5	0	14
	解約者数	(人)	16	2	3	0	21
年	 F度末契約者数	(人)	33	9	38	4	84
年	F度末契約準備者	数(人)	1	0	1	0	2

分析・課題

- 〇新規契約者数は14人、解約者数は21人。施設入所による解約が多くみられた。契約者数は前年と比べ7人減っているが、支援の総件数は10%以上増加している。契約者のニーズに合わせ、支援頻度が上がっていることが背景だと考えられる。
- ○今後の契約者数増加を見込み、行政を含めた関係機関に対し継続して本事業の理解が深まるような説明・周知を行っていく必要がある。
- ○新たに生活支援員を募集し増員を図るとともに、より質の高い 利用者支援が行えるようサポートを継続する。また、生活支援 員のスキルアップや支援員同士の交流、知識習得を目的に研修

解約状況	
解約理由	人数
成年後見人等移行	5人
死 亡	4 人
施設・病院等入所	8人
他地区へ転居	3 人
本人自立	1人
その他	0人
合 計	21 人

を企画・実施していく。

〇調布市独自の成年後見制度利用促進基本計画が策定されており、今後も本事業と他機関との効果的な 連携や、協働が一層重視される。利用者主体の意思決定支援が行えるよう、適切なモニタリングと支 援計画の見直しを行いながら、生活状況に合った支援の実施と、関連諸制度や社会資源の把握に努め、 適切な役割遂行に努めたい。

2 福祉サービス利用援助事業

番号	事業名	財源			
(1)	(1) 短沙井―ビス利田採助車業	註	補助	瓾	事業
(1)	福祉サービス利用援助事業		市		0

結果の概要

- 〇判断能力は充分にあるが、高齢であることや障がいがあることを理由に、手続き等が難しい方に対し、 地域福祉権利擁護事業に準じた支援を行った。新規契約は、1件。解約は、1件であった。
- 〇計画に沿った定期支援を行うことで、生活の安定を図ることができた。

実績等

			65 歳以上の高齢者	身体障がい者等	合計
	問合せ件数	(件)	0	0	0
相談援	初回相談件数	(件)	0	3	3
助件数	相談援助件数	(件)	18	25	43
累計	合 計 (件)		18	28	46
-	支援件数	(件)	24	20	44
新規契約締結者数 (人)		(人)	0	1	1
解約者数(人)		1	0	1	
年度末契約者数 (人)		3	3	6	
契約準備者数 (人)		0	1	1	

分析・課題

〇支援が必要となる対象者が、円滑に本事業の利用につながるよう、引き続き関係機関や市民に対する 周知を行っていく必要がある。

3 あんしん未来支援事業

番号	事業名		財源			
(1)	あんしん未来支援事業	飳	補助	毲	事業	
(1)	あんしん未来支援事業		市		0	

結果の概要

- 〇解約者は2人で契約者は8人となった。
- 〇申し込みは1件であったが、その後辞退があり契約には至らなかった。
- 〇月1回の電話又は訪問により、本人の生活状況や健康状態の変化について把握・確認した。緊急時には遺言執行人やケアマネジャー等と連携して対応を行った。
- 〇10 月に「あんしん未来講演会」として、公証役場の公証人による相続・遺言をテーマにした講演会 を開催した。例年の倍以上の申込みがあり 42 人が参加された。
- 〇11 月に多摩南部成年後見センター主催の後見人連絡会にて事業周知を行った。
- ○3月に東社協主催のフォローアップ研修にて事業周知・事例報告等を行った。
- 〇隔月で開催している審査会では、契約準備者の承認審査や状況報告を行い、審査会委員からの助言を 受けながら適切な事業運営ができた。また、契約者の定期報告も半年に1回実施し、状況の変化等に ついて情報共有した。
- 〇ホームページや Youtube、ふくしの窓、ちょうふ FM を利用して、広報を行った。

実績等

〇相談援助件数

申込受付	寸前対応	ſ	申込受付後	対応(契約)者を含む)	
問合せ	初回相談	電話	訪問	来所	その他	合計
52	1	185	8	5	17	215

〇支援件数

107件(月1回の見守り訪問・電話を含む)

分析・課題

- 〇外部機関が主催する研修等で事業周知を行った。問い合わせ件数は前年に比べ 10 件以上増加した。
- 〇加齢とともに判断能力が低下してきている契約者については、成年後見制度の申し立て等が検討されるが、利用者自身の認識等によっては制度にスムーズにつながらないこともある。今後は専門機関と 連携した医療受診へのアプローチも検討していく。
- ○市民や関係者の方々に分かりやすく事業内容を伝えられるよう要綱やパンフレットの内容等について見直しを検討していく。
- 〇契約後の資産等、利用者の状況の変化にも対応できるようあんしん未来支援事業審査会の委員からも ご助言いただきながら要綱改正等を実施していく。
- 〇円滑な事業運営が行えるよう医療機関や入所施設への事業説明や関係構築が今後も必須と考えられる。

第9 調布市総合福祉センターの管理運営

1 調布市総合福祉センターの管理運営

番号	事業名		財源			
(1)	調布市総合福祉センターの管理運営	註	補助	毲	事業	
(1)	調布市総合福祉センターの管理運営			市		

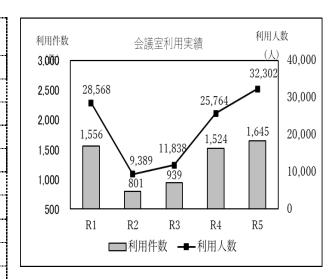
結果の概要

- 〇調布市から総合福祉センターの管理運営委託を受け、障がい者や高齢者に福祉サービスを提供すると ともに、当事者活動やボランティア活動等を行うための拠点として利用された。
- ○新型コロナウイルス感染対策の規制も終了し、従来どおりの運用となったことで貸出室利用も活発となり、年間利用件数及び利用人数ともにコロナ禍前の水準に戻った。また、浴室の一般開放利用者数も同様に戻った。

<u>実績等</u>

〇会議室利用実績

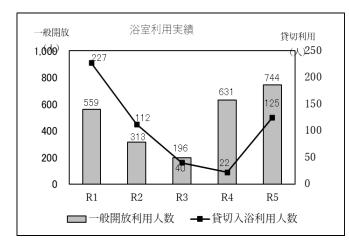
		件数	利用人数
<u> </u>		(件)	(人)
	障がい者団体	128	1, 351
減	高齢者団体	555	7, 798
免	ボランティア団体	241	4, 292
団	福祉団体	600	16, 131
体	市・官公署(福祉関係)	100	2, 160
	小 計	1, 624	31, 732
_	サークル等	2	40
般	個人・法人	19	530
団	市•官公署(福祉関係以外)	0	0
体	小 計	21	570
	·····································	1, 645	32, 302



利用料収納実績(円) 142,150	
--------------------	--

〇浴室利用実績

区分		実施日数 ・回数	利用者数
<u> </u>	男性	49 日	256 人
般開	女性	47 日	488 人
放	合計	96 日	744 人
	一般貸出	46 回	92 人
貸出	施設貸出	16 回	33 人
	合計	62 回	125 人
年間合計			869 人

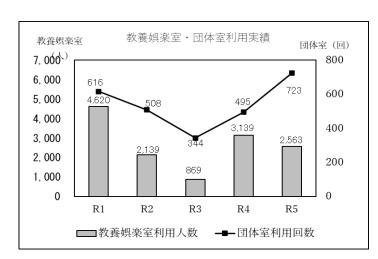


○教養娯楽室の使用実績

延べ利用日数	延べ利用者数
292 日	2563 人

○団体室の使用実績

	延べ利用回数
ĺ	723 回



分析・課題

- ○新型コロナウイルスの影響が無くなり、貸出室と浴室利用ともに従来の活気を取り戻した。ただし、 教養娯楽室の利用については、コロナ禍前及び令和4年度と比べても減少している。これは従来から の利用者の高齢化が進み、来館機会が減少したためと考えられる。
- 〇総合福祉センターの運営に当たって、消毒対策以外の規制(検温、換気、マスク着用等)は解除した。
- ○令和6年度も消毒対策のみ継続し、その他の対策は終了する。